

# 家畜衛生だより



令和元年9月第25号(牛)  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
(公社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

## ～管内で牛サルモネラ症が発生！～

原因菌はサルモネラ(O4:i:-)\*でした。

本疾病は家畜伝染病予防法における届出伝染病です。

発生家畜: 成牛

症状: 発熱、水様性下痢→軟便、血便

対応: 畜舎周辺、畜舎内の消毒

飼養牛全頭の糞便検査実施

全頭へのワクチン接種

発症牛と治療牛の生乳出荷停止

\*サルモネラ(O4:i:-): サルモネラ・ティフィムリウム(ST)の遺伝子が一部変異したもので、病原性はSTと同様であり、STとして届出伝染病で取り扱うこととなっています。

## サルモネラ症の症状

### ●子牛●

- 元気消失      ○食欲不振～廃絶      ○発熱(40～42℃)
- 下痢(悪臭がある。泥状～水様便。悪化すると血便。)

- \* 症状なく突然死することがある。
- \* 肺炎や関節の腫れが見られることがある。

1カ月齢以下の幼弱牛がもっとも感染しやすく、症状も激しく、死亡率も高い。

### ●成牛●

- 元気消失、食欲不振
- 発熱
- 下痢  
(悪臭がある。泥状～水様便。悪化すると血便となり、時に偽膜が混じる。)
- 乳量減少



血便  
(偽膜が混入)



泥状便



水様便

\* Salmonella Dublinでは早産・死流産を起こすことがある。

分娩後がもっとも発症しやすい。症状が悪化すると死亡することがある。

牛の健康状態には常に注意し、疑わしい症状があればすぐ獣医師や家畜保健衛生所に連絡を！

東部家畜保健衛生所      Tel.0475-52-4101      Fax.0475-52-3335

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

# サルモネラ症の予防対策

## ～サルモネラの外部からの侵入を防ぐには～

サルモネラはいったん牛舎に侵入し、牛が発症すると、終息させるまでに長ければ数カ月を要し、大変な手間と経済的損害をこうむります。

発生してから抑え込むより、飼養衛生管理基準を遵守し、予防することがもっとも効果的な方法です。

- 農場に出入りする車両消毒を実施し、外部からの侵入を防ぐ。
- 牛舎内で作業する時は専用の長靴・作業着を着用し、日常使う服や靴で牛舎内に入らない。
- 牛舎の入口に消毒槽を設置し、牛舎に出入りする際に長靴を消毒する。(作業後も)
- サルモネラは感染牛のふん便を他の牛が口にして感染するため、ふん掃除で汚れたままの長靴で餌やりをしない。



消毒槽は必ず設置  
\* 石灰や石灰乳が効果的



ふん掃除後、  
長靴はきれいに  
\* 特に靴の裏!

- 牛舎内の清掃、飼槽や水槽、カーフハッチの定期的な消毒により、万が一、サルモネラ症が発生しても被害が大きくなるようにする。
- サルモネラはネズミや野鳥などの野生生物も感染源となるため、野生生物が牛舎内に入りにくいようにし、畜舎内にいたら駆除する。
- 導入牛はすぐに牛群に混ぜず、隔離牛舎もしくは隔離牛房で3週間ほど飼養し、健康に異常がないことを確認してから牛群に混ぜる。
- サルモネラは人へも感染します。牛舎内作業をした後は手指をよく洗う。

## サルモネラの治療・ワクチンについて

発症牛には抗生物質の投与、健康牛を含む農場内の全頭にワクチン接種を行います。

発症牛は下痢が治まっても、保菌牛となって間欠的に排菌し、新たな感染源となることがあります。治療しても排菌状態の続く個体は淘汰が望まれます。

サルモネラ症は、発生が終息するまで数カ月かかることがあります。

詳しくは獣医師にご相談ください。

# 外国からの**国際郵便**に関する動物検疫のお知らせ

中国やベトナムなど、**口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ**等の発生地域からの**生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品**の輸入は禁止されています。受け取った荷物に入っていた場合、速やかに動物検疫所に届出ましょう。怠った場合、**罰則の対象**となることがあります。



国際郵便の例



禁止品の例

## 外国人技能実習生受入農家さんへのお願い

～海外から**口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ**などの病気を侵入させないために～

海外の家族等が実習生宛に送ってくる**国際郵便**の中に、**輸入禁止の肉製品等**が入っている可能性があります。

・**国際郵便**が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を実習生に確認するようお願いいたします。また、実習生の家族等が**肉製品等を送らない**ように、実習生に周知してください。

・もし郵便物内に**肉製品等**が入っていた場合は、**速やかに**下記まで届出るよう伝えてください。

農林水産省 動物検疫所 成田支所  
TEL:0476-34-2342 FAX:0476-34-2338

・検査を受けていない**肉製品等**の届出を怠った場合、**罰則の対象**となることがあります。

※ 検査を受けた郵便にはスタンプが押されています。



スタンプの見本

以下のHPも参考にしてください！

「日本に入国する旅行者へのお願い」(多言語リーフレット)

<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>